

税制改正により青色申告特別控除の
見直しが行われました

令和2年分の
所得税確定申告から

青色申告特別控除額 が変わります！！

e-Taxで申告
しないと10万
円も損をして
しまいます！

以下の通り令和2年分より変更となります

改正1 個人の方の所得税について
青色申告特別控除額が変わります！
現行 65万円⇒ 改正後 **55万円**

↓
更に

改正2 「(改正後)55万円の青色申告特別控除」の
適用要件に加えて
e-Taxによる申告(電子申告)を行うと引
続き65万円の青色申告特別控除が受けられ
ます

e-Taxによる申告(電子申告)とは・・・

- ☞ e-Taxとは、確定申告書等の提出をインターネットを利用して
電子的に手続きが行えるシステムです
- ☞ 令和2年分から65万円の青色申告特別控除を受けるためには、
e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)
する必要があります